

川崎市告示第166号

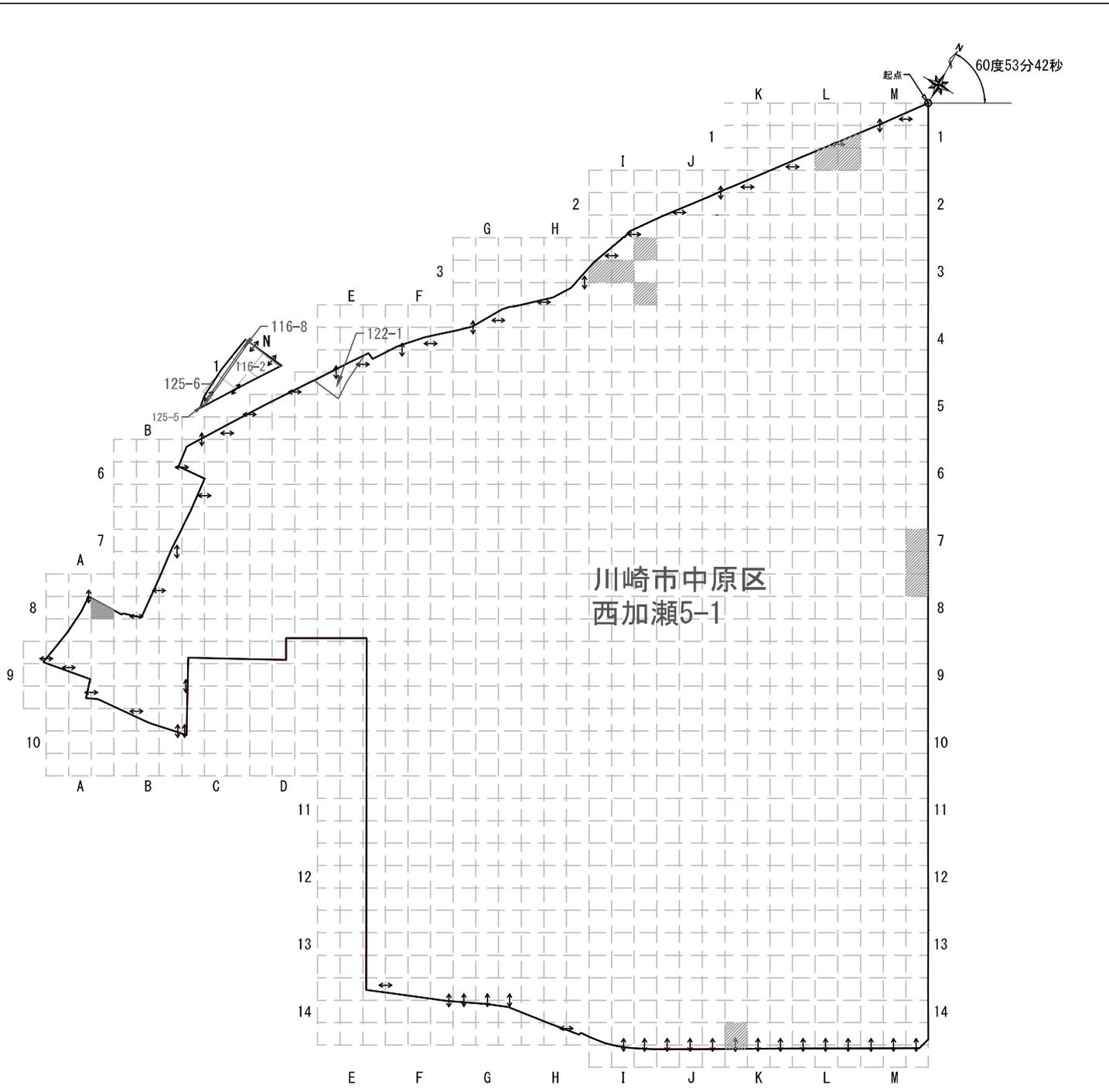
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和5年3月7日付川崎市告示第112号により指定した区域の一部
(川崎市中原区西加瀬5番1の一部)(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
掘削除去



【凡例】

- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度（60度53分42秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図